

30m級はしご付消防自動車のオーバーホール仕様書

令和8年度

津 市 消 防 本 部

30m級はしご付消防自動車のオーバーホール仕様書

このオーバーホールは、30m級はしご付消防自動車（平成26年式、型式MLLAH5-30WG）の長期使用に伴い、これの安全性及び機能向上を図るため、消防自動車のオーバーホール標準実施基準に基づき、はしごの機械部、制御装置、油圧系統各部等のオーバーホールを行うもので、その仕様は次のとおりとする。

1 総則

この仕様書は、津市消防本部（以下「発注者」という。）が発注する30m級はしご付消防自動車のオーバーホール（以下「業務」という。）に関する一切について定める。

- (1) 車両各部に使用する材料及び部品については、JIS規格及び製作する会社規格に適合する材料を使用するものとする。
- (2) 本仕様書に基づかない装備品の追加又は仕様細部の変更については、発注者に連絡の上、承認又は指示を受けるものとする。
- (3) 完成納入期限は、発注者の指定する日から令和8年12月28日までとする。
- (4) 設計、製作、材料部品等について、特許その他権利上の問題が生じたときは、受注者がその責任を負うものとする。

2 提出書類

受注者は、業務の実施にあたり次の書類を発注者に提出するものとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) オーバーホール工程表（契約後速やかに提出） | 1部 |
| (2) 分解状況写真（中間検査時） | 1部 |
| (3) 検査成績書（中間検査時） | 2部 |

3 業務内容

別添「オーバーホール内容内訳書」のとおり

4 中間検査

必要に応じて発注者を受注者整備工場に派遣し、次の内容の中間検査を実施する。

- (1) 車両の安定性
- (2) ギ装及び装備品等の機能、数量の確認

- (3) 車両寸法等の確認
- (4) その他発注者が必要とする検査事項

5 完成受入検査

発注者が完成車納入前に、次の内容の検査を実施する。

- (1) 分解時の検査に実施できなかった事項
- (2) ぎ装、装備品等の機能、数量の確認
- (3) その他発注者が必要とする検査事項

6 責任

業務受注に伴う入庫回送日から完成納入に至るまでの間に故障等があった場合には、その修理等に要する費用の一切は受注者負担とする。

7 保証

保証期間は、完成納入日から起算して1年間とする。

ただし、保証期間後も設計、材質、交換部品等の不良による故障、破損等が生じた場合は、受注者負担とし、速やかに修理すること。

8 納入場所

完成車の納入場所は、津市中消防署（津市寿町14番20号）とする。

9 その他

- (1) 本仕様書の疑義が生じた場合又は変更を必要とする場合は、事前に発注者に連絡の上、承認又は指示を受けるものとする。
- (2) シャシ回送に要する費用は、受注者負担とする。
なお、シャシ回送時に起きた事故、トラブル等は全て受注者の責任とする。
- (3) 納入時に燃料を満量にするものとする。